

## 東広島市地域介護予防等活動応援事業補助金の概要

目的	(1) 組織設立・人材育成	(2) 介護予防・生活支援等活動	
		新規	継続(拡充)
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たに介護予防や生活支援等活動を行う組織の設置</li> <li>介護予防や生活支援等活動を行う人材育成を図る取組み</li> <li>1回につき概ね90分以上の活動</li> </ul> <p>例) 介護予防や生活支援に係る人材育成に向けた講演会・研修会の開催 など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな介護予防・生活支援等活動の実施</li> <li>1か月に1回以上の定期的な活動</li> </ul> <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防に資する運動やレクリエーション等の開催</li> <li>買い物等の付添い、見守り支援、草刈り等の日常生活支援など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在実施している介護予防・生活支援等活動の拡充</li> <li>1か月に1回以上の定期的な活動</li> </ul> <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在実施している「通いの場」に加えて、食事の提供や見守り支援等を併せて実施するなど</li> </ul>
			※趣味、娯楽、教養サークルに類する活動は対象にならない場合があります。
活動要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の介護予防や生活支援等に資する事業であること</li> <li>地域住民が主体となって行う事業であること</li> <li>地域住民が主体的に活動に参加してもらえるよう積極的に周知し、活動が拡大していくよう取り組むこと</li> </ul>		
補助団体	住民自治協議会（同一の事業を複数の住民自治協議会が共同で実施する場合を含む）		
補助金額	自治会や地域のグループ、市民団体、特定非営利活動法人等		
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>一年度1回限り</li> <li>同一活動は、事業計画の内容(※)により対象と判断された場合、初めて交付決定を受けた年度を含め3年度まで補助が可能(※将来的な活動のあり方・方向性について事業計画の内容を考慮し、継続して補助の対象となるか判断)</li> <li>市、社会福祉法人東広島市社会福祉協議会等から、助成金その他の金銭の給付を受けるものでないこと</li> </ul>		